ブラジル法務事情(4) 汚職防止法の改正

昨年 7 月には、ブラジルの独禁法改正についてお伝えしましたが、今回は、新しい汚職防止法が制定されたとのニュースについてお伝え致します。この法律は、国内外の公務員への汚職についての企業の責任を持ち込んだもので、2013 年 8 月 1 日に法が成立し、2014年 1 月 29 日に施行されるとのことです。

新興の大きな経済勢力を持つブラジルでは、独禁法だけにとどまらず、汚職に関する法 執行も積極的に行われています。この法律は、ブラジルの企業だけでなく、外国企業にも 適用されるもので、他国の外国汚職防止法と同様、十分な注意が必要と考えられます。

1. 汚職に関わる行為を行った企業への責任追及

外国公務員や,ブラジルの公務員に対して,第三者を介して,または直接に,賄賂を提供したり申し出たりする行為について,ブラジルの企業,外国の企業で,本店,支店,事務所がブラジルにある企業はこの法律で責任を課せられることになります。当局は,支払いがされたことさえ立証できればよく,それによって,企業が利益を得たことなどの立証は必要有りません。

2. 責任が問われる行為

企業が責任を問われる行為は,(1) 直接間接を問わず,公務員またはそれに関係する者への不当な利益を約束,申出,提供する行為で,(2)不正な貸金,資金提供または後援をし,または不正行為による利益の享受者を伏せるため,中間に,法人や個人を介入させることを禁じています。加えて,政府との契約における談合をも責任対象行為としています。

3. 問われる責任の内容

- (1) 行政罰 行政罰として,捜査が始まった前年の総売上の $0.1\%\sim20\%$ の範囲で行政罰としての罰金が法定されています。その他にも,裁判所が,資産の没収,事業の停止,解散の強制と $1\sim5$ 年の税制上の優遇措置の禁止を課す可能性があります。
- (2) 民事的賠償義務 それに加えて、このような行為で発生した損害に対する賠償が求められます。

4. コンプライアンスプログラムの制定による優遇措置

行動指針等を定め、社内監査を行い、違反行為の自己申告の制度を有している場合には、罰金の軽減やその他の制裁の緩和がなされますが、この点については、ガイドラインとなる規則の制定が連邦政府に義務づけられていますので、この規則の制定がなされれば、さらに詳細が判明すると考えられます。

5. リニエンシー

自己申告し、かつ全面的な捜査協力をした会社には、2/3までの刑の軽減や事業の停止の免責、そして事件の公表の回避などの特典が与えられる可能性があります。しかし、反トラスト法におけるリニエンシープログラムとは異なり、自己申告だけでは足りず、このような違反行為から全く手を引いたということの証明と、効果的なコンプライアンスプログラムがなされていることが必要とされています。また米国における反トラスト法のリニエンシープログラムと同様、違反者のうち一番目に自己申告した者だけがこの優遇を受けられます。但し、米国のリニエンシープログラムと異なり、これは実際の行為者である個人には及ばず、個人は刑法やその他の法律での制裁を受けることになります。

本記事は、Levy & Salomao 法律事務所から頂いた記事等を参考にしましたが、文責は筆者にあります。

筆者 弁護士苗村博子 弁護士法人苗村法律事務所代表弁護士

※無断での転載、複製、送信、翻訳・翻案、改変・追加などの一切の行為はご遠慮ください。